

奥州市水道事業告示第1号

奥州市指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る事務処理要綱（平成22年奥州市水道事業告示第4号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

。

平成31年2月21日

奥州市長 小沢 昌記

第3条第1項中「工務課長」を「上下水道部水道課長（以下「水道課長」という。）」に改め、同条第3項中「工務課長」を「水道課長」に改める。

第4条第2項中「工務課長」を「水道課長」に改め、同条第3項中「工務課長」を「水道課長」に、「水道部長」を「上下水道部長」に改め、同条第4項中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。